

第6章

第2次

名護市地球温暖化対策実行計画

(区域施策編)



久志観音堂のガジュマル

6-1 背景

(1) 地球温暖化と影響

地球温暖化とは、二酸化炭素等の温室効果ガスが増加することにより、地球の平均気温が上昇する現象です。地球温暖化は、産業活動の活発化にともない進行しており、様々なリスク（海面上昇・高潮、洪水・豪雨、海洋生態系損失、陸上生態系損失、インフラ機能停止、熱中症、食糧不足、水不足）を自然界と人間社会の両方にもたらしています。

2023（令和5）年7月から8月上旬にかけての記録的な高温は、文部科学省及び気象庁の研究で、地球温暖化がなければ発生しない事例であったと報告されています。（令和6年度環境白書より参考）。

本市でも、地球温暖化に関連する様々なリスクの発生により、甚大な影響が生じる可能性があります。

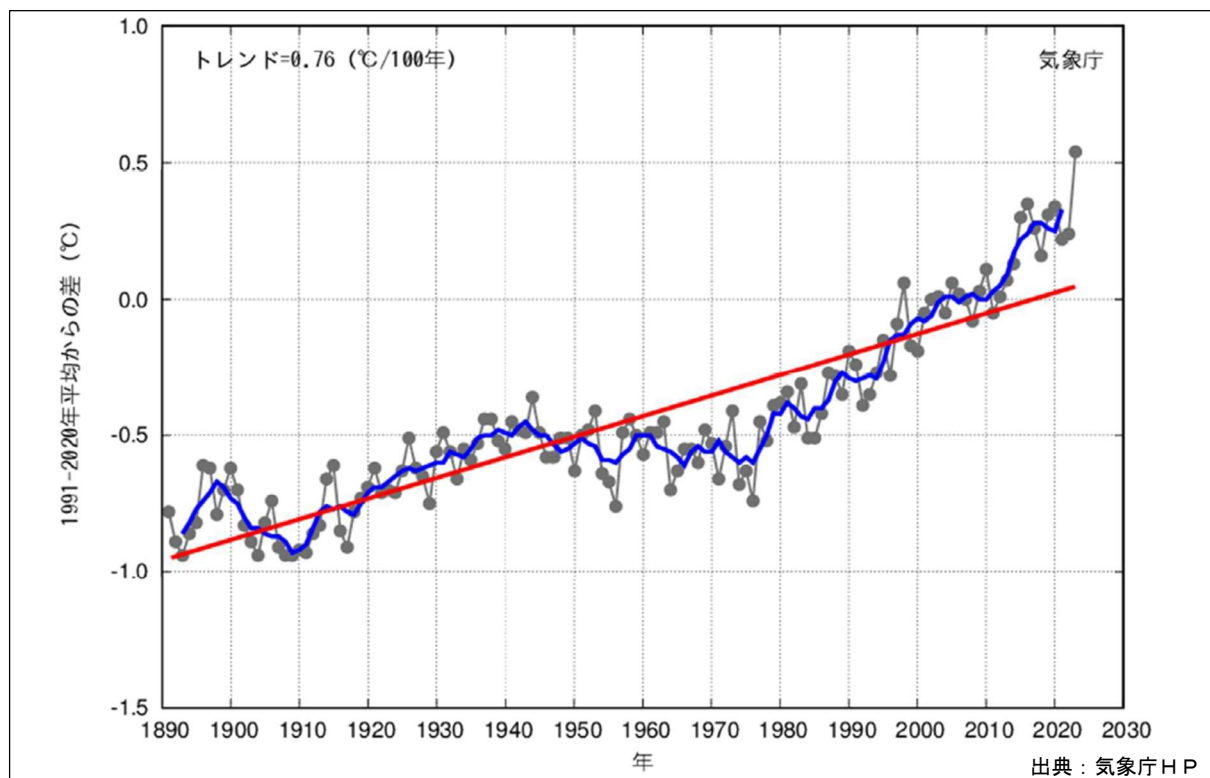


図 6.1 世界の年平均気温偏差



図 6.2 市内で起きたリスク

(2) 地球温暖化防止に関連する動向

①国際社会・国・県の動向

地球温暖化防止に関連する国際社会・国・県の動向を表 6.1 に示します。

表 6.1 国際社会・国・県の動向

国際	SDGs（持続可能な開発目標）	2015（平成27）年に国連持続可能な開発サミットにおいて、国際社会全体で持続可能でよりよい世界を目指すためにSDGs（持続可能な開発目標）が掲げられました。
	パリ協定	2015（平成27）年に国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、世界共通の長期目標として、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」が掲げられました。
	気候変動に関する政府間パネル（IPCC）	2018（平成30）年に、パリ協定の「1.5℃目標」に関する特別報告書が発表されました。この報告書では、「パリ協定」で言及されている「1.5℃」について、1.5℃上昇した場合の影響と、1.5℃で温暖化を止めるための対策などがとりまとめられています。世界平均気温については、産業革命前と比べて2017年の時点で約1.0℃上昇したと推定され、現在のペースで気温上昇が続けば、2030年から2052年の間に1.5℃に達する可能性が高いとされています。 2023（令和5）年にIPCCが公表した「第6次評価報告書」において、「地球温暖化が人為的な影響によるものであることには疑う余地がない」と明言され、気候変動に対する緩和策と適応策を加速することが求められています。「緩和策」とは、温室効果ガスの排出を抑制する取組、「適応策」は、将来予測される気候変動の影響による被害の回避・低減を図る取組を指します。
国	地球温暖化対策の推進に関する法律	1999（平成11）年に地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）が施行されました。温対法は、その後複数回の改正を経て、2021（令和3）年に「2050年カーボンニュートラル※」を基本理念とし、地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化の取組の推進等が定められました。
	地球温暖化対策計画	地球温暖化対策計画（以下、「国計画」という。）は、2021（令和3）年の温対法改正を受け、同年に閣議決定された国の計画です。この計画で、2030（令和12）年度に温室効果ガス46%削減（2013（平成25）年度比）を目指すこと、さらに50%削減の高みに向けて挑戦を続けることが示されています。
	気候変動適応法	2018（平成30）年に気候変動適応法（以下、「適応法」という。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して適応策を推進するための仕組みが整備されました。
県	第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画	第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画（以下、「県計画」という。）は、2020（令和2）年度に温対法及び適応法に基づき策定された県の計画です。2030（令和12）年度までの計画期間で、温室効果ガスの排出抑制（緩和策）と気候変動による影響の防止・軽減（適応策）を推進しています。2023（令和5）年に県の中期目標の引き上げ及び目標達成のための施策を追加する等の改定を行っています。 【沖縄県の温室効果ガス削減目標】 ■中期目標（2030年度） ・意欲的目標：基準年度（2013年度）比26%削減 ・挑戦的目標：基準年度（2013年度）比31%削減 ■長期目標（2050年度） ・温室効果ガス実質排出量ゼロを目指す

※カーボンニュートラル：温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを意味します。

②市の動向

地球温暖化防止に関連する市の動向を表 6.2 に示します。

表 6.2 市の動向

市	第一次名護市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	2017（平成29）年に策定した市域全体に関する温室効果ガスの排出削減等の取組を進める計画です。	
	名護市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	2017（平成29）年に策定した市の事務事業に関する温室効果ガスの排出削減等の取組を進める計画です。2022（令和4）年に改定を行っています。	
	地球温暖化防止対策に関する協定	2022（令和4）年4月に市と沖縄電力（株）で『地域の脱炭素及び持続可能なまちづくり』に向けた連携協定を締結しています。	



③事業者の動向

地球温暖化防止に関連する事業者の動向として、各社の取組事例を紹介します。

オリオンビール（株）における取組事例

オリオンビール（株）では、製造に伴い生じる廃棄物の100%再資源化（ゼロエミッション）を達成し続けています。

また、気候変動の緩和・適応に関しては、グループ全体において飲料事業・観光ホテル事業を問わず、低・脱炭素化に資する製品・サービスの提供に努め、製造現場を中心に温室効果ガスの削減に取り組み、脱炭素社会の実現に貢献しています。

ポイント

- 2006年以来、ビールの製造等に伴い生じる廃棄物(麦芽粕等)を100%再資源化、たい肥化・飼料化し続けています。
- 電気のCO₂排出量を実質ゼロとする電気料金メニュー「うちな〜CO₂フリーメニュー」の契約を締結し、低炭素社会実現に向けた取組を推進しています。



麦芽粕



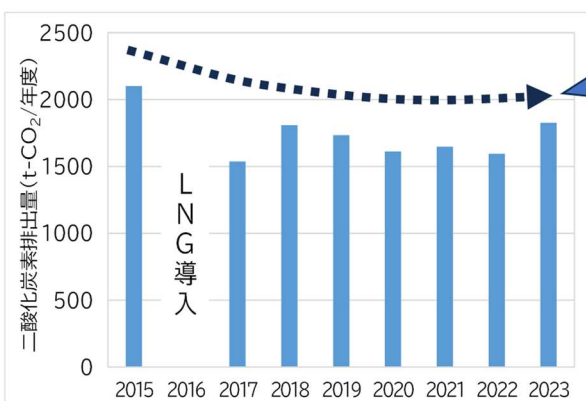
オリオンビール×沖縄電力
循環型・低炭素社会実現に向けた契約締結

(株)伊藤園 名護工場における取組事例

(株)伊藤園 名護工場では、エネルギー設備の導入事業等に交付する補助金（環境省）を活用し、2016年度よりサテライト設備を使ったLNG（液化天然ガス）への燃料転換を図っています。

ポイント

- 「重油」からクリーンなエネルギーである「LNG」へ燃料転換し、導入後は、年間平均で約400t-CO₂を削減できています。
- LNGを活用した災害時の避難者支援計画で行政と連携し、レジリエンスの強化をしています。



LNGへの燃料転換後の二酸化炭素の排出量

導入前：年間約2,100 t-CO₂
 ↓
 導入後7年平均：年間約1,700 t-CO₂



LNGサテライト施設

沖縄電力（株）における取組事例

沖縄電力（株）では、2050年CO₂排出ネットゼロの実現に向けて「再エネ主力化」、「火力発電のCO₂排出削減」の二つの方向性を掲げており、以下の取組を含めた様々な施策を通して、お客さまと共に、沖縄県全体での脱炭素社会の実現に向けて取り組んでいます。

<名護みらい2号館>



<設置するシステムとCO₂削減効果>

- 太陽光発電設備：80kW
- 太陽光による電気供給：164,753kWh
- CO₂削減量：129 t (杉の木約 14,659 本分)

ポイント

<かりーるーふ>

本事業は、一般住宅向けと事業者向けにサービスを展開しており、沖電グループ（沖縄新エネ開発（株））が所有する太陽光パネルと蓄電池をお客さまの住宅や施設に設置し、太陽光パネルで発電した電気をお客さまにご購入いただくサービスです。

2024年11月時点、名護市では、事業者向けで3件・計200kWが導入され、これにより年間で約260tのCO₂排出削減が見込まれます。

琉球セメント（株）における取組事例

琉球セメント（株）屋部工場では、循環型社会実現に向け、セメント製造設備の特性を活かして廃棄物を再資源化する「資源リサイクル型工場」の構築に向けて取り組んでいます。

ポイント

- ・ 琉球セメントは、100%県産品です。
- ・ 琉球セメント（株）では、年間約19万tの廃棄物の受け入れ処理・セメント原料化を実施し、沖縄県内の最終処分場の延命化に貢献しています。

琉球セメントは、100%県産品です



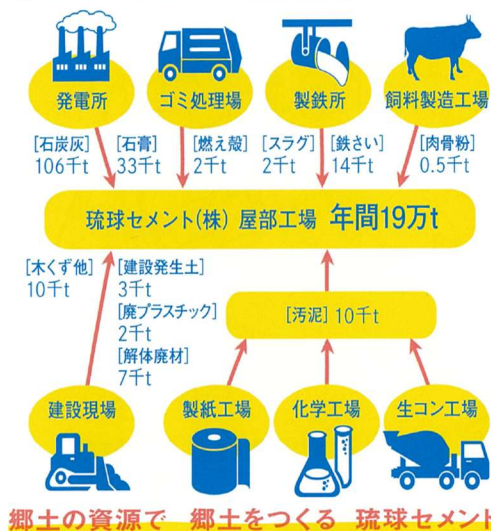
琉球セメントのセメント原料は、主原料の石灰石を県内の自社鉱山から採掘し、その他の原料も県内で調達しています。

県内発電所から排出される石炭灰やごみ処理場等から排出される焼却灰などもセメント原料化することでリサイクルしています。



琉球セメント（株）屋部工場

【各業界から琉球セメントへ廃棄物の流れ】



6-2 基本的事項

(1) 計画の目的

名護市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（以下、「本計画」という。）は、地球温暖化防止と気候変動による影響を軽減し、地域のレジリエンス※を強化することを目的に策定しています。

本計画に基づく取組を、市、市民及び事業者が、連携・協働して、実施することで、目的の達成を図ります。

※地域のレジリエンス：災害等に対する強靱性の向上

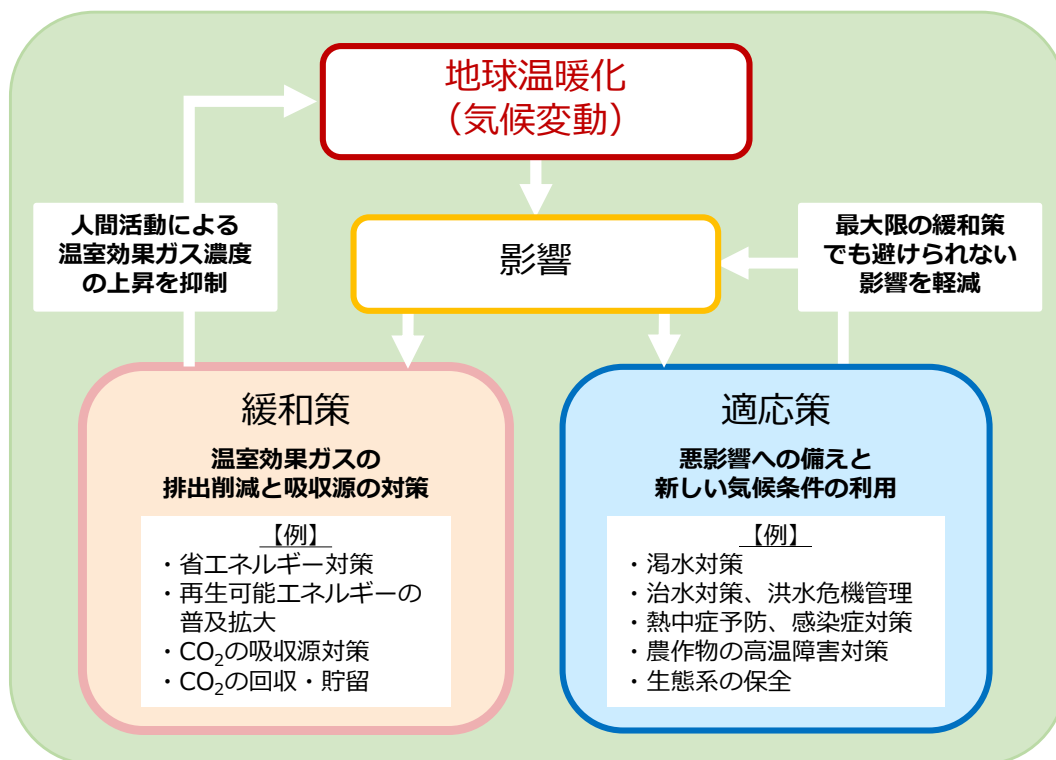


図 6.3 本計画の目的



(2) 計画の位置付け

本計画は、国計画、県計画及び名護市総合計画等と整合を図り、温対法第 21 条に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）として策定します。

また、気候変動の影響による被害の回避・低減を図り、安心・安全で持続可能な社会の構築を目的とした適応法第 12 条に基づく適応策も内包することとします。

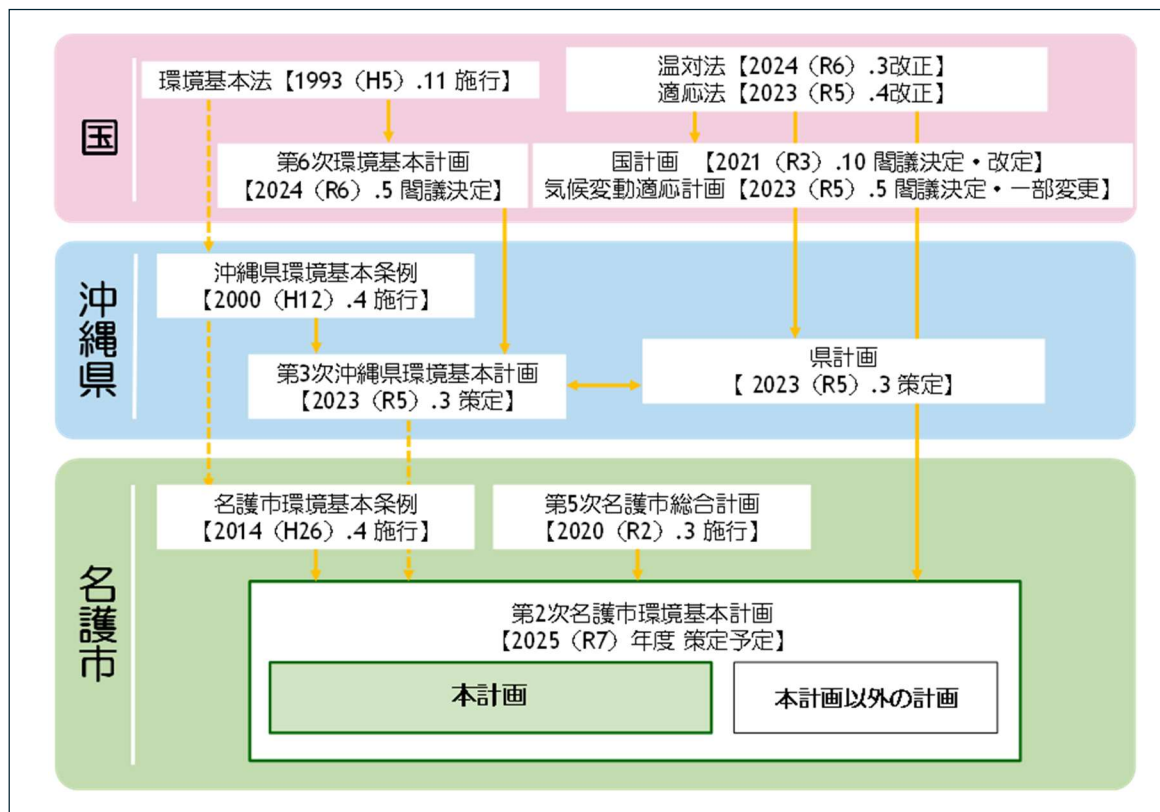


図 6.4 本計画の位置付け

(3) 計画の期間

本計画の期間は、2026（令和 8）年度から 2035（令和 17）年度末までの 10 年間とします。また、国計画と整合を図るため、基準年度を 2013（平成 25）年度とし、中期目標の年度を 2030（令和 12）年度、長期目標の年度を 2050（令和 32）年度とします。

なお、計画の進捗状況、今後の地球温暖化、社会情勢の変化及び経済の動向を総合的に評価し、必要に応じて見直しを行うものとします。

基準年度	前計画期間	本計画期間			次期計画期間	
	2017・・・2025	2026・・・	2030	・・・2035	2036・・・	2050
2013	→	中期目標 →			長期目標 →	

図 6.5 計画期間のイメージ

(4) 計画の対象とする範囲

本計画の対象とする範囲は、名護市全域とします。

(5) 計画の対象とする温室効果ガスの種類

本計画の対象とする温室効果ガスの種類は、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（2024（令和6）年4月環境省）」（以下、「マニュアル」という。）に従い、二酸化炭素（以下、「CO₂」という。）とします。

地球温暖化の要因である温室効果ガスには、複数の種類*がありますが、県内で排出される温室効果ガスのうち、最も多いのが石油等の化石燃料の燃焼等に伴い排出されるCO₂です。

※温室効果ガスの種類には、CO₂、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六ふっ化硫黄（SF₆）、三ふっ化窒素（NF₃）があります。マニュアルにおいて、CO₂は、すべての地方公共団体が算定するよう推奨されており、CO₂以外の温室効果ガスは、都道府県・政令市が算定するよう推奨されています。

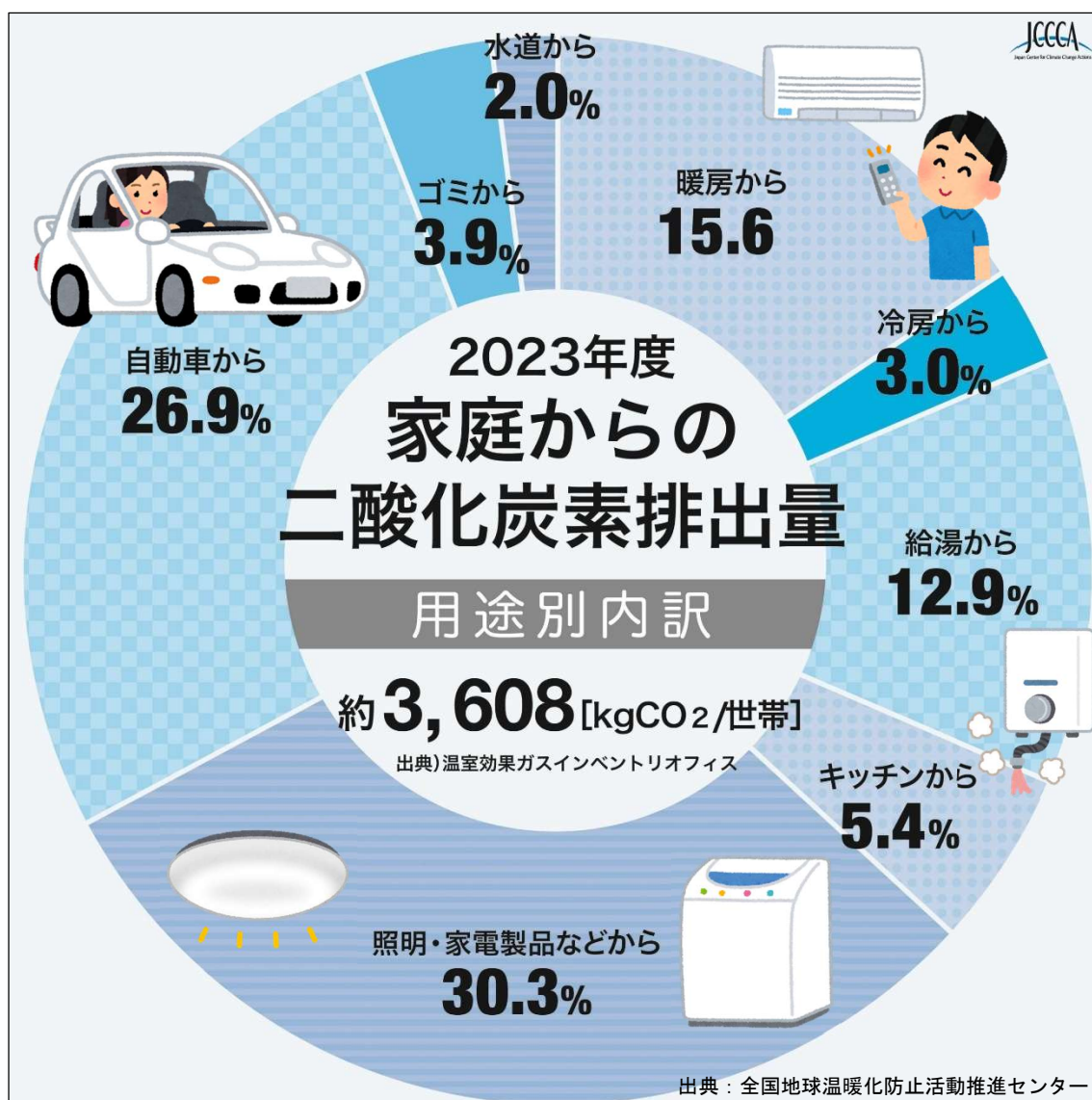


図 6.6 家庭からの二酸化炭素排出量（用途別内訳）

6-3 名護市の特性






(1) 温室効果ガスの排出状況

①温室効果ガスの部門等

本計画では、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）（2024（令和6）年4月 環境省）」（以下、「算定マニュアル」という。）に従い、温室効果ガス排出量の推計を行いました。温室効果ガスの推計部門は、「産業部門」、「業務その他部門」、「家庭部門」及び「運輸部門」の4部門ならびに「廃棄物分野」の1分野になります。

温室効果ガス排出量の部門等について

温室効果ガス排出量は、排出源の特徴に応じて、4部門、1分野で集計しました。この区分は、算定マニュアルの区分と同じものです。各部門の詳細は、以下のとおりです。

-  産業部門：製造業、農業などの1次産業、2次産業が使用するエネルギーに伴う排出
-  業務その他部門：商店、病院などの3次産業が使用するエネルギーに伴う排出
-  家庭部門：各家庭が使用するエネルギーに伴う排出
-  運輸部門：自家用車やバス、鉄道、貨物などが使用するエネルギーに伴う排出
-  廃棄物分野：産業廃棄物以外の廃棄物を燃やす際の排出

②温室効果ガスの排出量推計結果

温室効果ガス排出量の推計結果を図 6.7 に示します。2013（平成 25）年～2019（令和元）年まで各年の増減があるものの、排出量は、微増傾向であることが明らかになりました。2020（令和 2）年～2022（令和 4）年にかけては排出量が急激に減少していますが、これはコロナ禍において社会活動が一部制限されていたことが要因として考えられます。

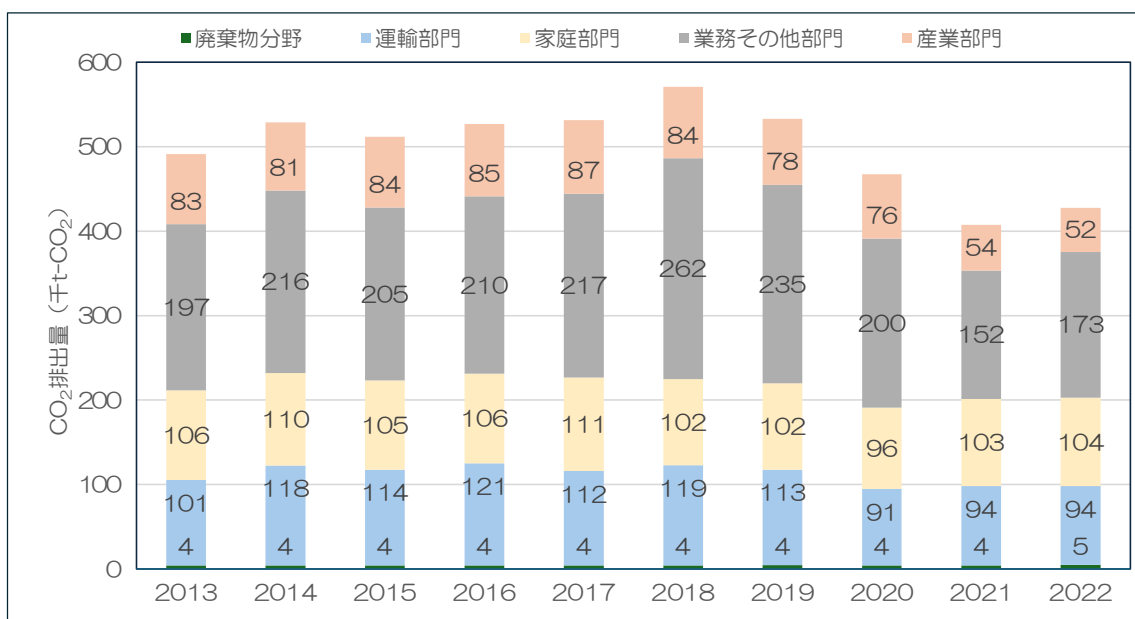


図 6.7 部門ごとの温室効果ガス排出量の変遷

コロナ禍の影響を受けた2020（令和2）年以降の数値を除き、2019（令和元）年までのデータから得られた特徴を以下に示します。

1) 産業部門

2017（平成29）年をピークにその後は、減少傾向に転じています。名護市の特徴として、エネルギー使用量の多い鉄鋼業、化学工業等の重工業が少ないため、他部門と比較して温室効果ガスの排出量は、少なくなっています。

2) 業務その他部門

増減を繰り返していますが、基本的には、増加傾向が見られます。

3) 家庭部門

増減を繰り返していますが、概ね横ばいとなっています。名護市の人口や世帯数は、増加し続けていますが、家電の消費電力の改善や家屋の断熱性の改善等が増加分を打ち消していると考えられます。

4) 運輸部門

増減を繰り返していますが、概ね横ばいとなっています。自動車の保有台数は、増え続けていますが、燃費の改善等が増加分を打ち消していると考えられます。

5) 廃棄物分野

僅かな増減が見られますが、基本的には、横ばいとなっています。

表 6.3 各部門のCO₂排出量の整理結果

排出量(千 t-CO ₂)		2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	
								排出量	構成割合
部門等									
産業部門	農林水産業	11.4	12.8	14.7	14.0	10.9	8.9	9.1	1.7%
	建設業・鉱業	6.4	8.0	8.4	7.6	8.2	5.8	5.4	1.0%
	製造業	65.4	59.9	60.6	63.9	68.2	69.5	63.4	11.9%
	合計	83.2	80.7	83.7	85.5	87.3	84.2	77.9	14.6%
業務その他部門		196.8	216.2	204.7	209.7	217.4	262.0	235.4	44.2%
家庭部門		106.5	109.5	105.5	106.2	111.0	101.8	102.1	19.2%
運輸部門	旅客	64.6	82.0	76.8	86.4	76.6	82.7	78.8	14.8%
	貨物	36.4	36.5	37.2	35.0	35.2	35.9	34.4	6.4%
	合計	101.0	118.5	113.9	121.5	111.8	118.5	113.2	21.2%
廃棄物分野		4.1	3.9	3.9	3.8	4.0	4.3	4.4	0.8%
合計		491.6	528.8	511.7	526.6	531.5	570.9	532.9	100%

(2) 温室効果ガスの吸収状況

①森林による吸収量

森林による吸収量は、算定マニュアルに示される森林全体の炭素蓄積変化を推計する手法により計算しました。計算には、吸収量算出年度である 2023（令和 5）年度と比較をする年度である 2018（平成 30）年度の森林炭素蓄積量を用いました。具体的な計算式は、以下のとおりです。

$$\begin{aligned}\text{吸収量} &= \text{【森林炭素蓄積量】} \div \text{【比較年度間の年数】} \times \text{【炭素から CO}_2\text{への換算係数】} \\ &= \text{【747.969}^{\ast 1} - 747.192^{\ast 2}\text{】} \div \text{【5】} \times \text{【44/12】} \\ &= \text{【0.777】} \div \text{【5】} \times \text{【44/12】} \\ &= 0.569\end{aligned}$$

※1：2023（令和 5）年度の森林炭素蓄積量（千 t-C）

※2：2018（平成 30）年度の森林炭素蓄積量（千 t-C）

その結果、森林による吸収量は、0.569 千 t-CO₂/年となりました。

②海草・海藻による吸収量

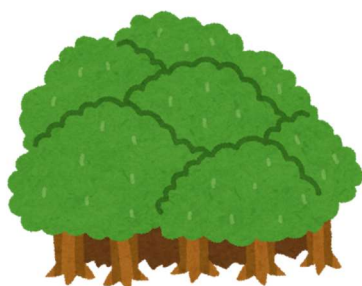
海草・海藻による吸収量は、「海草・海藻藻場の CO₂貯留量算定ガイドブック（国立研究開発法人水産研究・教育機構 2023（令和 5）年 11 月）」に示される手法により計算しました。計算には、環境省の藻場調査における海草・海藻藻場の面積を用いました。具体的な計算式は、以下のとおりです。

$$\begin{aligned}\text{吸収量} &= \text{【藻場タイプ吸収係数} \times \text{藻場タイプ面積】} \\ &= \text{【アマモ場吸収係数}^{\ast 1} \times \text{アマモ場面積】} + \text{【海藻藻場吸収係数}^{\ast 2} \times \text{海藻藻場面積】} \\ &= \text{【3.06} \times \text{375.5】} + \text{【0.42} \times \text{12】} \\ &= 1,154.07\end{aligned}$$

※1：南西諸島の藻場タイプ-亜熱帯中型の吸収係数（t-CO₂/ha/年）

※2：南西諸島の藻場タイプ-亜熱帯性ホンダワラの吸収係数（t-CO₂/ha/年）

その結果、海草・海藻による吸収量は、1.154 千 t-CO₂/年となりました。



(3) 再生可能エネルギーの導入状況

資源エネルギー庁が公表している再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の情報公表用ウェブサイトによると、市内の再生可能エネルギーの導入状況は図 6.8 のとおりです。

再生可能エネルギーの種類は、全て太陽光発電であり、設備容量が 10kW 以上の太陽光発電設備は、2018（平成 30）年まで毎年導入件数が増加していたものの、2019（令和元）年以降、横ばいに近い件数で推移しています。

一方、設備容量が 10kW 未満の太陽光発電設備は、年々導入件数が増加しているのが特徴で、その大部分は、家屋の屋根に発電パネルを設置した家庭用であると考えられます。

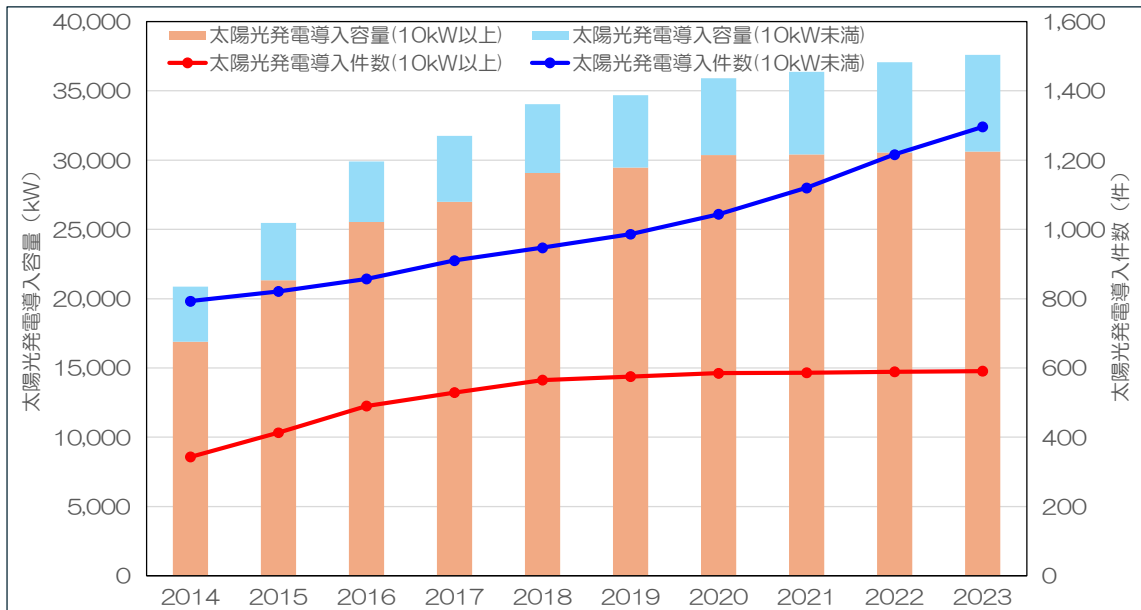


図 6.8 市内における再生可能エネルギー導入状況

(4) 再生可能エネルギーの導入ポテンシャル

環境省が公表している自治体再エネ情報カルテにより、市内の再生可能エネルギー導入ポテンシャルを確認し、精査した上で、現実的に導入可能な再生可能エネルギーのポテンシャルを明らかにしました。

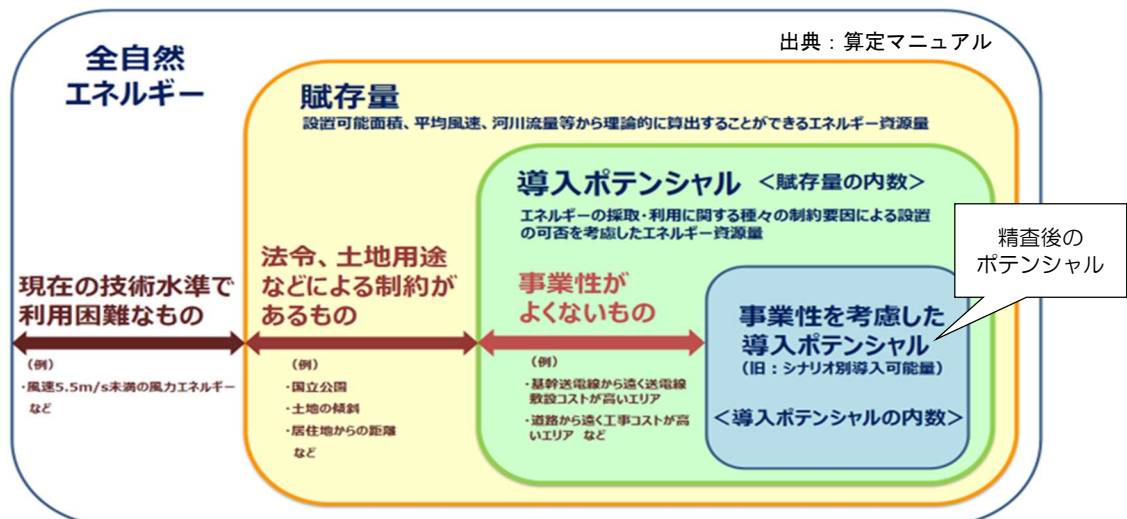


図 6.9 再生可能エネルギー導入ポテンシャルの精査の考え方

具体的には、表 6.4 に示すとおりで、太陽光発電、太陽熱、地中熱、木質バイオマスを再生可能エネルギー導入ポテンシャルとし、その中でも、太陽光発電を優先し、更に、太陽光発電の中でも、電力の自家消費がしやすく、設備の導入コストも比較的安い建物系を優先しました。

なお、これらの再生可能エネルギー導入ポテンシャルを全て導入した場合の CO₂ 削減量推計値とコロナ禍前（経済活動が停滞する以前）の 2019（令和元）年における市内の CO₂ 排出量推計値を比較した場合、CO₂ 削減量推計値の方が高くなる結果となりました。

表 6.4 市内における再生可能エネルギー導入ポテンシャル

再生可能エネルギー	精査後の導入ポテンシャル (下段は、発電量)		CO ₂ 削減量推計値 ^{※1} (千t-CO ₂ /年)	太陽光発電設備		
				設置密度 ^{※2} (MW/ha)	設置面積 の目安 ^{※3} (ha)	
太陽光発電（建物系）	181.297MW 224,164.451MWh/年		181.57	1.670	108.6	
太陽光発電 (土地系)	最終処分場	2.222MW 2,757.897MWh/年	2.00	1.110	2	
	農地	耕地	262.624MW 285,692.082MWh/年	231.41	0.400	656.6
		遊休地	18.898MW 23,453.107MWh/年	19.00	0.400	47.2
	ため池	2.132MW 2,643.680MWh/年	2.14	1.110	1.9	
	駐車場	6.900MW 8,556.000MWh/年	6.93	0.400	17.3	
太陽光発電合計	474.073MW 547,267.217MWh/年		443.29	—	—	
太陽熱	615,303.635GJ/年		30.46	—	—	
地中熱	1,472,657.082GJ/年		72.90	—	—	
木質バイオマス	93,649.650GJ/年		4.64	—	—	
発熱量合計	2,181,610.367GJ/年		107.99	—	—	
CO ₂ 削減量推定値合計			551.27	—	—	
2019年のCO ₂ 排出量推計値			532.91	—	—	

※1：電力の排出係数は、2019（令和元）年の消費電力の排出係数 0.81 kg-CO₂/kWh を使用しています。熱は、LNG を用いて熱を発生させた場合と比較して CO₂ 削減量推計値を算出しました。

※2：太陽光発電設備設置密度は、環境省公表資料（「再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）」に係る利用解説書 ver. 3.0（令和6年3月））より引用した数値を用いました。

※3：太陽光発電設備設置面積の目安は、以下の計算式により算出しました。

$$\text{【太陽光発電設備設置面積】} = \text{【精査後の導入ポテンシャル】} \div \text{【太陽光発電設備設置密度】}$$

6-4 温室効果ガス排出量の削減目標

(1) 将来推計

①将来推計ケースの設定

温室効果ガスの削減目標を達成するには、将来、どの程度の温室効果ガスが排出されるか、推計を行った上で必要な削減量を決める必要があります。将来推計ケースについては、以下の4ケースについて設定し、将来推計年を2030（令和12）年、推計基準年をコロナ禍前である2019（令和元）年としました。

なお、2020（令和2）年～2022（令和4）年は、コロナ禍により経済活動が停滞し、温室効果ガスの排出量に大きな影響を与えたため、将来推計の基準から除外しました。

・BAUケース（Business As Usual：現状趨勢ケース）

現状のまま特に対策を行わず、製造業出荷額や世帯数等の活動量のみが変化した場合のケースです。

・国目標ケース

BAUケースに対し、国の主導で行う施策の効果を反映させ、それでも残る電力使用量に対して、電力排出量係数を国の目標である0.25kg-CO₂/kWhに想定したケースです。

・県目標ケース

BAUケースに対し、国の主導で行う施策の効果を反映させ、それでも残る電力使用量に対して、電力排出量係数を県の目標である0.573kg-CO₂/kWhに想定したケースです。

・市目標ケース

県の目標ケースに対し、さらに各主体が本計画の施策を行った場合のケースです。

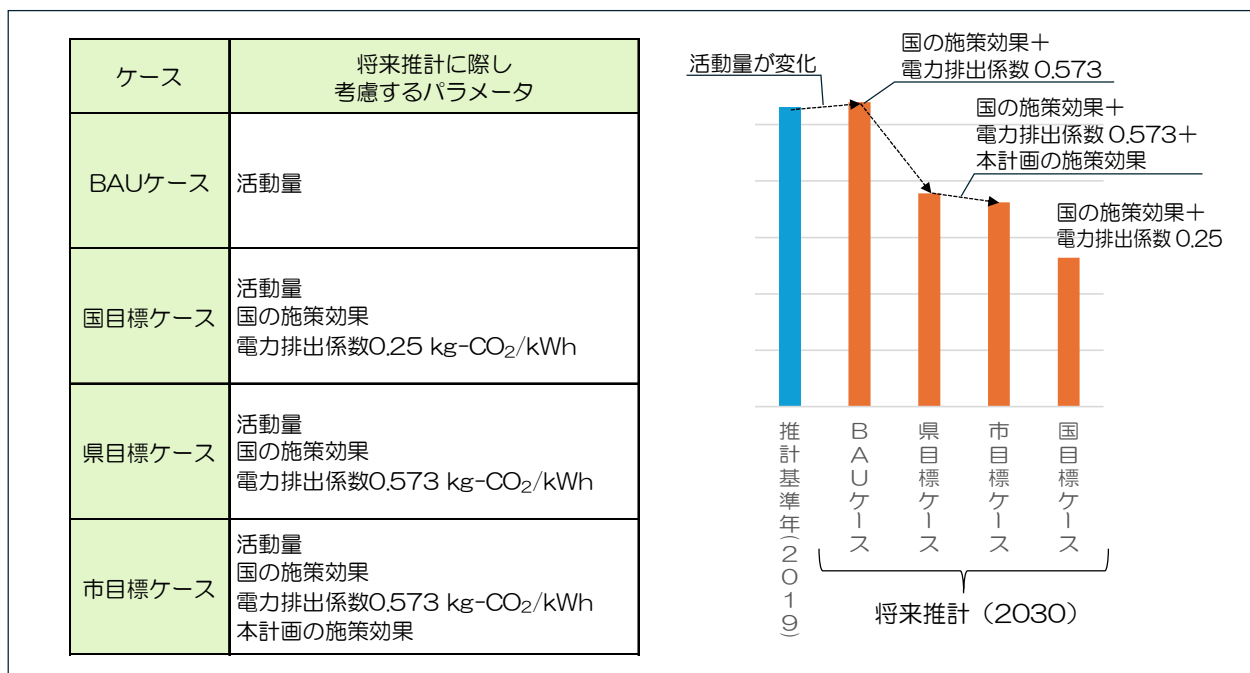


図 6.10 温室効果ガス排出量の将来推計方法

②温室効果ガス排出量の将来推計結果

推計結果は、図 6.11 に示すとおりです。

削減量基準年である 2013（平成 25）年に対し、将来推計年である 2030（令和 12）年の推計結果は、BAU ケースで排出量の増加が予想される一方で、県目標ケースで 23%の排出量削減、国目標ケースで 45%の排出量削減が見込まれる結果となりました。

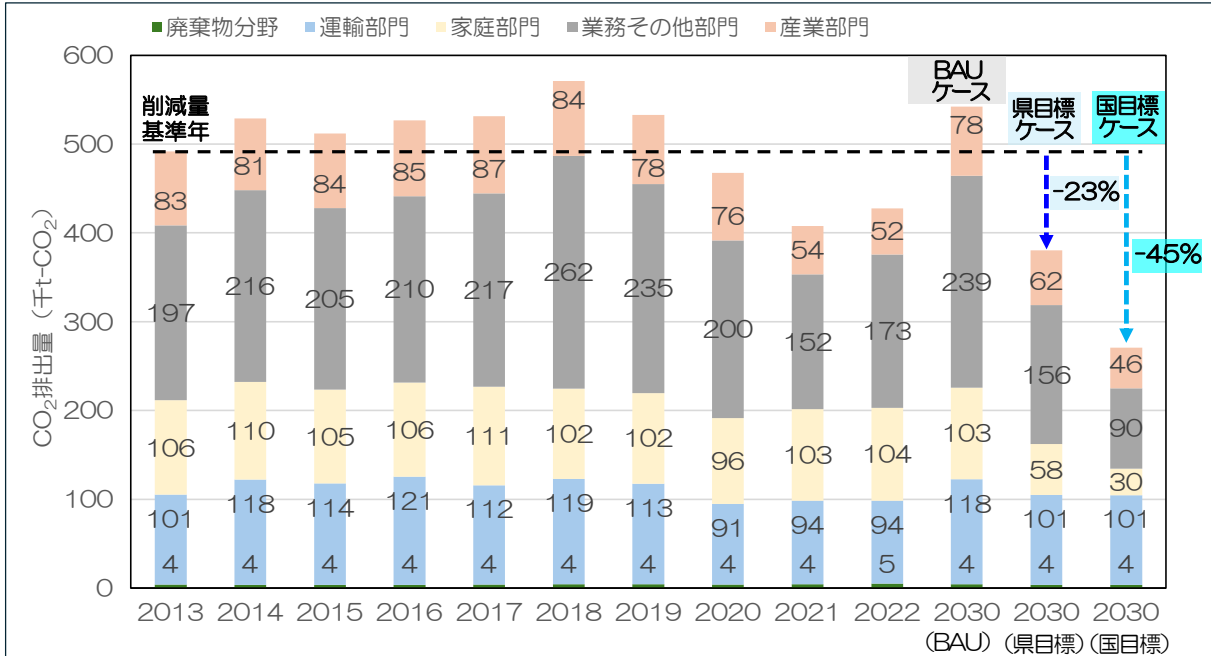


図 6.11 温室効果ガス排出量将来推計結果

市目標ケースについては、図 6.12 に示すとおりです。県目標ケースに本計画の施策効果が反映される形を想定しています。県目標ケース及び国目標ケースで削減が見込まれる要因については、次頁に整理しました。

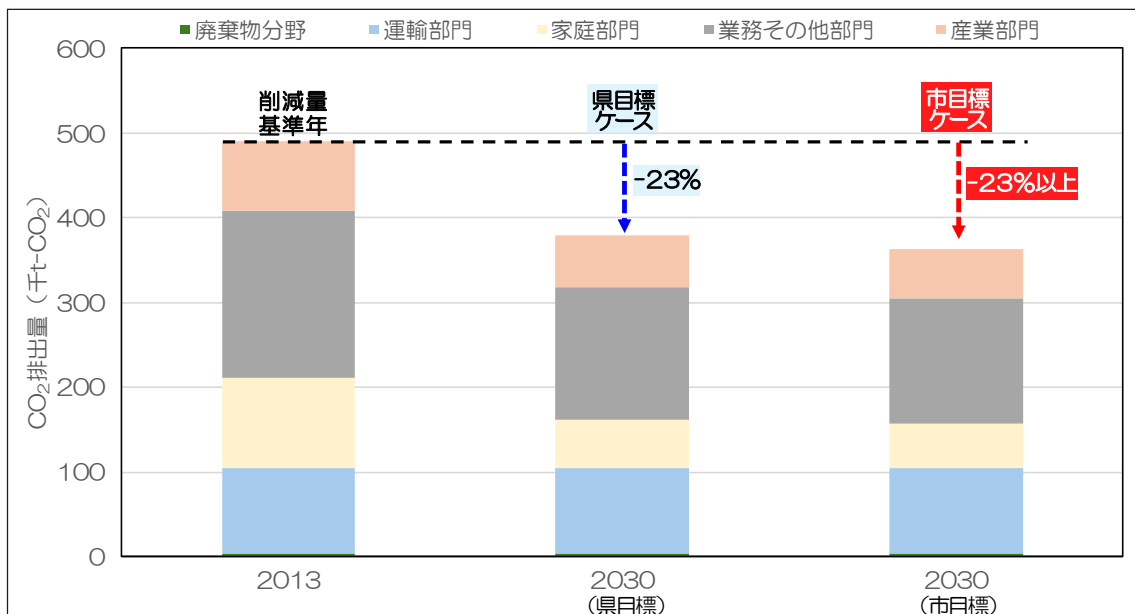


図 6.12 市目標ケースの温室効果ガス排出量将来推計結果

図 6.13 に示すエネルギー種別毎の温室効果ガス排出量将来推計結果では、2030（令和 12）年の県目標ケースにおいて、電力損失[※]に伴う温室効果ガス排出量が大幅に減少していることが分かります。これは、電力の排出係数が 2019（令和元）年は、0.81kg-CO₂/kWh であることに對し、2030（令和 12）年の電力の排出係数は、0.573kg-CO₂/kWh を目指すことを県が明言しているためです（県計画の算定条件より）。

なお、国は、2030（令和 12）年の電力排出係数として 0.25 kg-CO₂/kWh を目標値として設定していますが、県では、新たな大型風力発電機の設置が難しいことや、原子力発電所がないことから、CO₂を排出しない発電所を増やすことが他県よりも難しく、電力排出係数の目標値を国と同一に設定することは、難しい状況にあります。

※電力損失：供給事業者が電力を生み出す過程やエネルギーロスに関する CO₂排出量を需要者（使用者）が排出したものとすること。

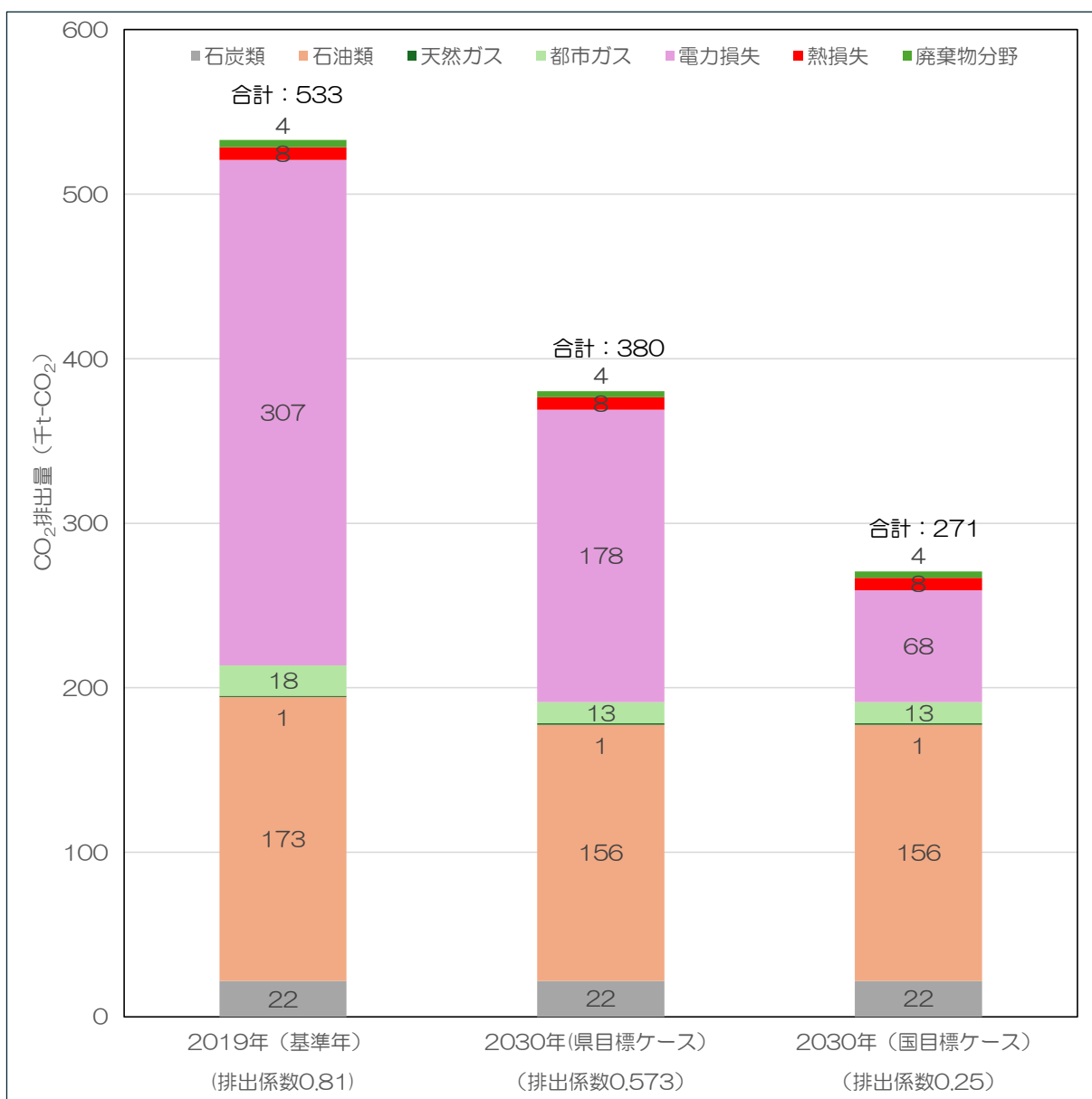


図 6.13 エネルギー種別毎の温室効果ガス排出量将来推計結果

(2) 削減目標

国、県の目標及びこれまでの推計結果をふまえ、市の温室効果ガス排出量の削減目標を示します。

<国>

2030年度に温室効果ガス46%削減(2013年度比)、さらに50%の高みに向けて挑戦を続ける。(国計画(2021(令和3)年10月22日閣議決定)より)

2050年度に温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指す。(2020(令和2)年10月政府宣言より)

<県>

- ・中期目標(2030年度:意欲的目標):基準年度(2013年度)比26%削減
- ・中期目標(2030年度:挑戦的目標):基準年度(2013年度)比31%削減
- ・長期目標(2050年度):温室効果ガス実質排出量ゼロを目指す。

(県計画(2023(令和5)年3月)より)

<市>

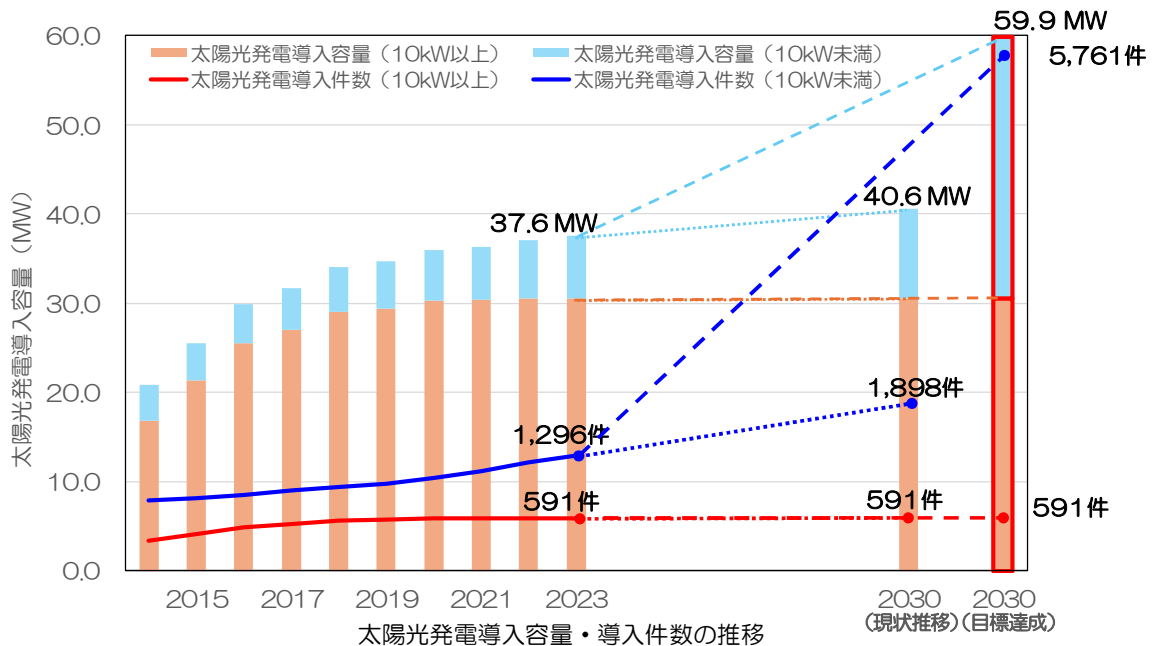
2030年度の温室効果ガス排出量を

基準年度(2013年度)比**26%**以上削減する。

2050年度の温室効果ガス実質排出量を**ゼロ**にする。

目標達成に必要な再生可能エネルギーの導入容量・想定件数

目標達成に必要な再生可能エネルギーを全て住宅用太陽光発電(5kW相当)で賄う場合、目標年度である2030(令和12)年の導入容量・件数の目安は、以下のグラフに示すとおりです。現状のまま導入が推移すると、新規導入容量3.0MW・新規件数602件となりますが、目標達成のためには、新規導入容量22.3MW・新規件数4,465件が必要です。



6-5 削減目標の達成に向けた施策

(1) 将来ビジョン

上位計画、名護市環境基本条例及び地域の課題を図 6.14 に、これらと国の目指す 2050 年カーボンニュートラルを踏まえた将来ビジョンを図 6.15 に示します。

名護市環境基本条例	
基本方針	具体的施策
循環型社会の構築	廃棄物の減量及び資源化の促進
地球環境の保全	地球温暖化対策の推進
環境教育及び環境保全・創造活動による環境意識の向上	環境教育及び環境学習の推進

上位計画	
第5次名護市総合計画	
共生：人、自然、地域がともに手を取り合うまち	
自治：わたしがわたしらしく輝きはばたけるまち	
協働：様々な領域を越えて集まり大きく響きあうまち	

地域の課題	
生活環境・自然環境： <ul style="list-style-type: none"> 年間平均気温が継続的に上昇している。 自然環境の保全を要する。 	環境意識： <ul style="list-style-type: none"> 市民ニーズとして「環境情報の提供等・意識啓発」 事業者ニーズとして「専門知識の不足」
社会・人口： <ul style="list-style-type: none"> 人口は微増傾向であるが、世帯当たり人数は、減少傾向である。 高齢者割合は、増える予測である。 	運輸： <ul style="list-style-type: none"> 自動車保有台数は、継続的に増加傾向である。 交通手段の多くが自動車に依存する。 運輸のCO₂排出量は、市域全体の2割と大きい。
市の基幹産業事業者： <ul style="list-style-type: none"> サービス業等を含む部門のCO₂排出量は、市域全体の4割と最も大きい。 関連事業の市内従事者数は、約9割と多く、このような人々の活動の仕方がCO₂排出量を大きく左右する。 	

図 6.14 上位計画、名護市環境基本条例及び地域の課題



図 6.15 将来ビジョン

(2) 脱炭素シナリオ

将来ビジョンを実現するために、必要な技術・施策・事業・行動変容等を明らかにした脱炭素シナリオを図 6.16 に示します。

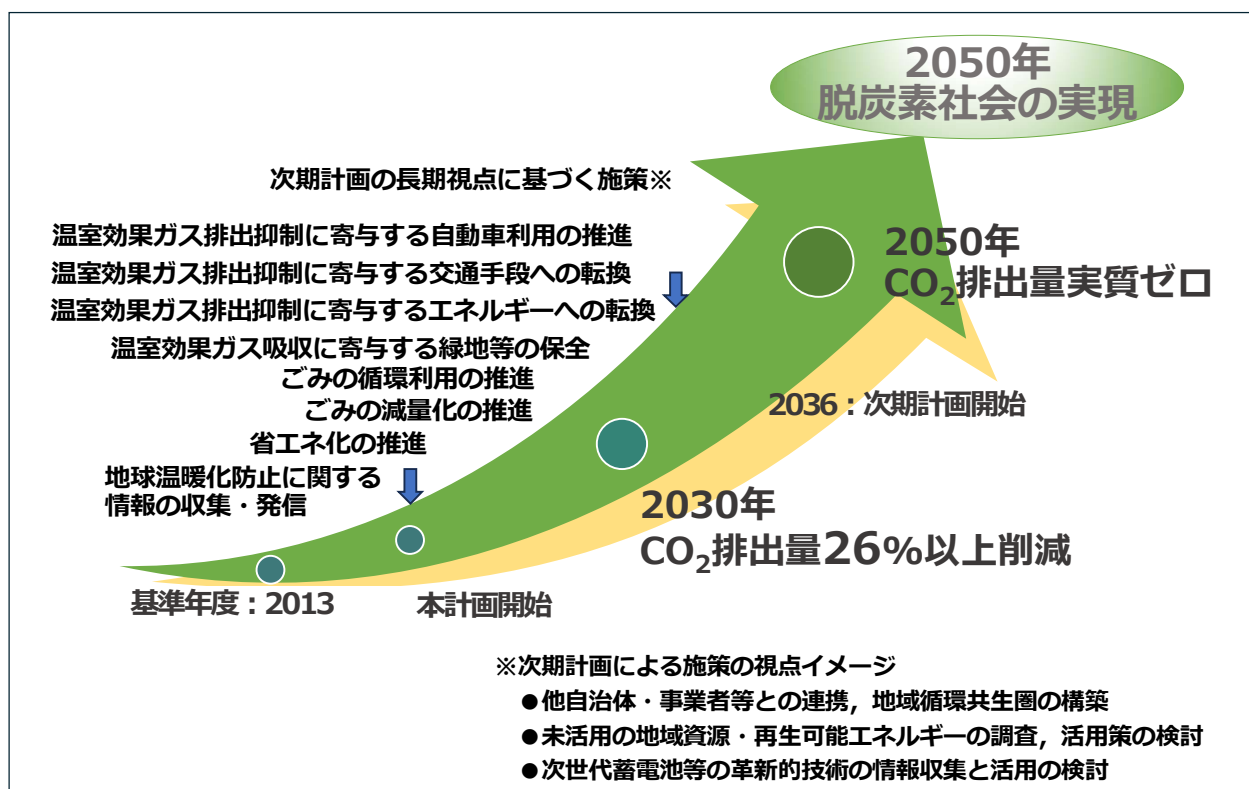


図 6.16 脱炭素社会の実現に向けたシナリオ

(3) 基本方針

脱炭素シナリオに基づき、本計画期間に係る対策について、表 6.5 のとおり 5 つの「基本方針」を定め、関連する SDGs も示します。

表 6.5 基本方針

基本方針	関連する SDGs
<基本方針Ⅰ> 省エネ化の推進	7 再生可能エネルギー、11 持続可能な都市とコミュニティ、13 気候変動対策
<基本方針Ⅱ> 循環型社会の構築	11 持続可能な都市とコミュニティ、12 持続可能な消費と生産、13 気候変動対策
<基本方針Ⅲ> 温室効果ガスの排出抑制	7 再生可能エネルギー、9 産業と資源効率、11 持続可能な都市とコミュニティ、13 気候変動対策
<基本方針Ⅳ> 温室効果ガスの吸収源保全	11 持続可能な都市とコミュニティ、13 気候変動対策、15 陸の生態系
<基本方針Ⅴ> 地球温暖化防止に関する情報の収集・発信	4 質の高い教育をみんなに、7 再生可能エネルギー、9 産業と資源効率、11 持続可能な都市とコミュニティ、12 持続可能な消費と生産、13 気候変動対策、17 パートナーシップを世界に

(4) 基本施策

基本方針を踏まえた基本施策は、表 6.6 のとおりです。基本施策には、市、市民及び事業者が一体となって取り組む必要があるため、各主体の取組を表 6.7 以降に示します。各主体が基本施策に基づく取組を実践することで、SDGs の達成にも寄与します。

表 6.6 基本方針及び基本施策等

基本方針	基本施策	取組
＜基本方針Ⅰ＞ 省エネ化の推進	[基本施策 1] 家庭や職場での省エネ化 	◆取組① 省エネ行動の推進
		◆取組② 施設の省エネ化の推進・促進
＜基本方針Ⅱ＞ 循環型社会の構築	[基本施策 1] ごみの減量化の推進 	◆取組① ごみの減量及び発生抑制の推進・促進
	[基本施策 2] ごみの循環利用の推進 	◆取組① ごみの循環利用の推進・促進
＜基本方針Ⅲ＞ 温室効果ガスの排出抑制	[基本施策 1] 温室効果ガス排出抑制に寄与する エネルギーへの転換 	◆取組① 使用エネルギーの見直し
		◆取組② 太陽光発電設備等の導入推進・促進
	[基本施策 2] 温室効果ガス排出抑制に寄与する 交通手段への転換 	◆取組① バス・タクシーの利用推進・促進
		◆取組② 自転車の利用推進・促進
	[基本施策 3] 温室効果ガス排出抑制に寄与する 自動車（次世代自動車）利用の推進 	◆取組① エコドライブの推進・促進
		◆取組② 次世代自動車利用の推進・促進
＜基本方針Ⅳ＞ 温室効果ガスの吸収源保全	[基本施策 1] 温室効果ガス吸収に寄与する緑地等の 保全 	◆取組① 緑の育成・管理
＜基本方針Ⅴ＞ 地球温暖化防止に関する情報の収集・発信	[基本施策 1] 地球温暖化防止に関する情報の 収集・発信 	◆取組① 情報の収集・発信

表 6.7 家庭や職場での省エネ化（1）

基本方針Ⅰ 省エネ化の推進	
〔基本施策1〕 家庭や職場での省エネ化	
◆取組① 省エネ行動の推進	
日常生活において、「だれでも」「いつでも」「どこでも」積極的な省エネ行動を実践することで、地球温暖化防止に取り組みます。	
市民	家庭での節電、節水、クールビズ・ウォームビズの着用、省エネ家電の利用、グリーンカーテン及び断熱カーテンの設置、宅配ボックスの活用等を実行する。
事業者	職場での節電、節水、クールビズ・ウォームビズの着用、省エネ家電の利用、グリーンカーテン及び断熱カーテンの設置、宅配ボックスの活用等を実行する。
市	職場での節電、節水、クールビズ・ウォームビズの着用、省エネ家電の利用、グリーンカーテン及び断熱カーテンの設置等を実行する。

省エネ製品買換えナビ「しんきゅうさん」

「省エネ製品買換えナビゲーション『しんきゅうさん』」（環境省提供）では、WEBで簡単に省エネ製品に買換えた場合の地球温暖化対策効果と電気代のおトクになる電気代を調べることができます。最新の省エネ性の優れた製品を使用すると、消費電力量が大幅に削減されます。省エネ製品に買換えて地球にやさしい家庭を作りましょう！



冷蔵庫
電気代の節約効果は最大！

2012年 13,020円～14,570円

2022年 8,463円

10年前と比べると
約35%～42%削減
4,557円～6,107円
おトク



かんたん比較

比較結果 [目安]

今年消費電力 (kWh)	今年電気代 (円)	今年CO ₂ 排出量 (kg)	今年CO ₂ 削減率 (%)
198	6,130	85	9.6

今年削減電力 (kWh) 864
今年削減電気代 (円) 26,780
今年削減CO₂排出量 (kg) 370
今年削減CO₂削減率 (%) 42.0

うちエコ診断WEBサービス

WEBサービス「うちエコ診断」（環境省提供）で簡単にあなたに合ったエコ対策を提案しています。



eco うちエコ診断

沖縄県在住の
平均(光熱費)との比較

ガス、車燃料が平均より多いですが、**電気が平均より少ないです。年間で317,000円の光熱費が支払われています。**

うちエコ診断WEB 結果イメージ

表 6.7 家庭や職場での省エネ化（2）

基本方針Ⅰ 省エネ化の推進	
〔基本施策1〕 家庭や職場での省エネ化	
◆取組② 施設の省エネ化の推進・促進 住宅・建物を省エネ化（断熱化や高効率機器等の導入）し、施設や建築物においてエネルギーマネジメントシステム（FEMS、BEMS、HEMS）の導入に取り組みます。また、可能であれば ZEH・ZEB 化も検討することで、地球温暖化防止に取り組みます。	
市民	住宅を新築・改築・購入する際は、省エネ住宅や HEMS の導入を検討し、可能であれば ZEH 化も検討する。また、住宅を賃借する際も、省エネ化、HEMS 導入済、ZEH 化された物件を検討する。
事業者	建築物を新築・改築・購入する際は、省エネ化や FEMS、BEMS の導入を検討し、可能であれば ZEB 化も検討する。また、建築物を賃借する際も、省エネ化、FEMS、BEMS 導入済、ZEB 化された物件を検討する。
市	建築物を新築・改築・購入する際は、最低限、省エネ化や FEMS、BEMS の導入を検討し、積極的に ZEB 化も検討する。また、建築物を賃借する際も、省エネ化、FEMS、BEMS 導入済、ZEB 化された物件を積極的に検討する。

ZEH（ゼッチ）・ZEB（ゼブ）とは？

ZEHとはNet Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）、ZEBとは、Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称です。建物の断熱性能を高めて、高効率な設備を導入することによって消費するエネルギーを少なくすることで「省エネ」を実現するとともに、太陽光発電などの再生可能エネルギーを創り出す「創エネ」によって、エネルギー収支が正味ゼロになることを目指した住宅等をいいます。

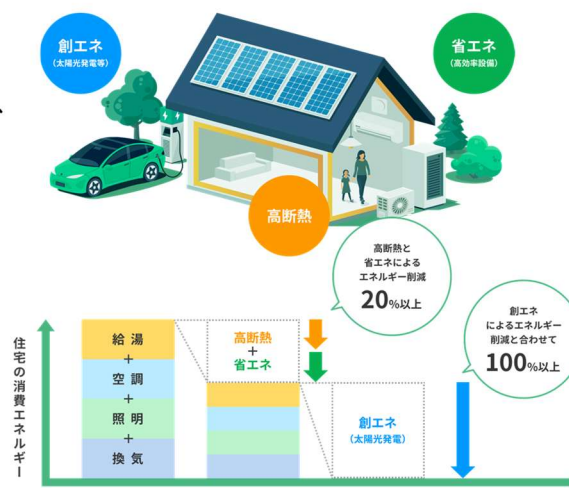


表 6.8 ごみの減量化の推進

基本方針Ⅱ 循環型社会の構築	
[基本施策1] ごみの減量化の推進	
◆取組① ごみの減量及び発生抑制の推進・促進 ごみの減量及び発生抑制により、ごみの焼却量を削減することで、地球温暖化防止に取り組めます。	
市民	商品の購入、使用、消費、廃棄の各段階において、ごみの減量及び発生抑制につながる選択をする。また、その選択をすることで、生産者のごみ減量及び発生抑制に寄与した商品の開発・販売を促す。
事業者	商品の購入、使用、消費、廃棄の各段階において、ごみの減量及び発生抑制につながる選択をする。また、その選択をすることで、生産者のごみ減量及び発生抑制に寄与した商品の開発・販売を促す。
市	商品の購入、使用、消費、廃棄の各段階において、ごみの減量及び発生抑制につながる選択をする。また、その選択をすることで、生産者のごみ減量及び発生抑制に寄与した商品の開発・販売を促し、生ごみ処理機及び処理容器補助金の交付を実施することで、市民の生ごみ減量を促す。

生ごみ処理機及び処理容器補助制度

市では、家庭用生ごみ処理機及び処理容器を購入した市民の方に助成を行っています。

種類	補助率	限度額
生ごみ処理機	本体価格の1/3	20,000円
生ごみ処理容器	本体価格の1/2	3,000円

※申請方法等、詳細は市HPでご確認ください。

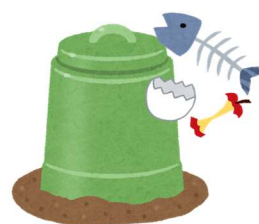


表 6.9 ごみの循環利用の推進

基本方針Ⅱ 循環型社会の構築	
〔基本施策2〕 ごみの循環利用の推進	
◆取組① ごみの循環利用の推進・促進 ごみの循環リサイクル活動等、資源の循環利用を推進・促進し、環境負荷の軽減につながる選択をすることで、地球温暖化防止に取り組みます。	
市民	商品の購入、使用、消費、廃棄の各段階において、ごみの循環利用につながる選択をする。また、その選択をすることで、ごみの循環利用に寄与した商品の開発・販売を生産者に促す。
事業者	商品の購入、使用、消費、廃棄の各段階において、ごみの循環利用につながる選択をする。また、その選択をすることで、ごみの循環利用に寄与した商品の開発・販売を生産者に促す。
市	商品の購入、使用、消費、廃棄の各段階において、ごみの循環利用につながる選択をする。また、その選択をすることで、ごみの循環利用に寄与した商品の開発・販売を生産者に促す。

ごみを減らすキーワード4つのR（4R）

4Rとは、4つの言葉の英語の頭文字（R）をとった、ごみを減らすためのキーワードです。一人ひとりが継続的に行動することが大切です。

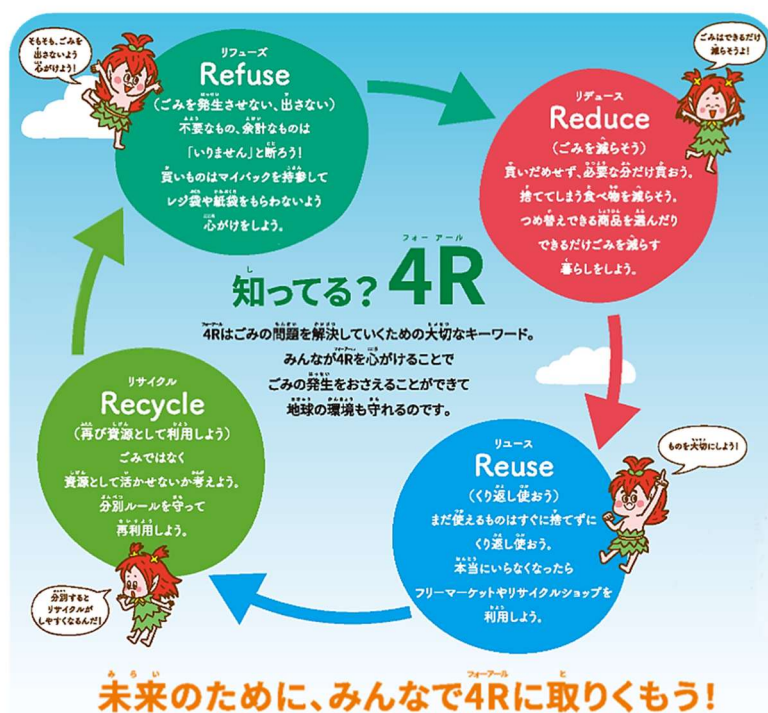


表 6.10 温室効果ガス排出抑制に寄与するエネルギーへの転換（1）

基本方針Ⅲ 温室効果ガスの排出抑制	
[基本施策1] 温室効果ガス排出抑制に寄与するエネルギーへの転換	
◆取組① 使用エネルギーの見直し 使用しているエネルギー（電気等）を温室効果ガス排出量が多いものから少ないものへの見直しを検討することで、地球温暖化防止に取り組みます。	
市民	家庭で使用するエネルギー（電気等）を温室効果ガス排出抑制に寄与するエネルギーに切り替えることを検討する。
事業者	職場で使用するエネルギー（電気等）を温室効果ガス排出抑制に寄与するエネルギーに切り替えることを検討する。
市	職場で使用するエネルギー（電気等）を温室効果ガス排出抑制に寄与するエネルギーに切り替えることを検討する。

沖縄電力（株）の「うちな～CO₂フリーメニュー」

法人のお客さまを対象に沖縄電力（株）のバイオマス発電所や、県内の太陽光等に由来する非化石証書を用いてお客さまの使用電力の全部または一部のCO₂排出量をゼロとする「うちな～CO₂フリーメニュー」を提供しています。

市内では、2023年度実績として55件の契約があり、CO₂排出量の削減効果は推計値で4,080tとなりました。



表 6.10 温室効果ガス排出抑制に寄与するエネルギーへの転換（2）

基本方針Ⅲ 温室効果ガスの排出抑制	
〔基本施策1〕 温室効果ガス排出抑制に寄与するエネルギーへの転換	
◆取組② 太陽光発電設備等の導入推進・促進 住宅・建築物に太陽光発電設備等を導入し、温室効果ガス排出を抑制することで、地球温暖化防止に取り組みます。	
市民	住宅に太陽光発電設備等を導入することを検討する。また、住宅を賃借する際は、太陽光発電設備等が導入された物件を検討することで、太陽光発電設備等の導入を貸主に促す。
事業者	所有建築物に太陽光発電設備等を導入することを検討する。また、建築物を賃借する際は、太陽光発電設備等が導入された物件を検討することで、太陽光発電設備等の導入を貸主に促す。
市	公共施設（学校、庁舎、公園施設等）に太陽光発電設備等を導入する。また、住宅用太陽光発電システム補助金の交付を実施することで、住宅用太陽光発電システムの設置を市民に促す。

市の公共施設への太陽光発電システム設置

市と沖縄電力（株）は、2022年、エネルギーや環境、次世代教育などの分野で連携を図る包括連携協定を締結しています。
締結後の取組として、市庁舎と市内の小中学校3校を含む12施設に、太陽光発電設備と蓄電池を無償で設置し、発電・蓄電した電気を施設で使用する計画が進められています。



名護小学校の太陽光発電設備

市の太陽光発電システム設置補助金

市では、予算の範囲内において、住宅用太陽光発電システムを設置した市民の方に設置費の一部を補助しています。



補助対象	補助金額
<ol style="list-style-type: none"> 1. 住宅の屋根への設置に適した低圧配電線と逆潮流有り連携するシステムであること。 2. 未使用品であること。 3. 電力会社と太陽光電力受給契約を締結し、且つ、締結した太陽光電力受給契約確認書の中で受給最大電力が10kW未満であることが確認できるシステムであること。 4. リース契約によるシステムではないこと。 	設置された住宅用太陽光発電システムの受給量最大電力1万円をかけた金額 （ただし、小数点以下1桁未満は、切り捨てるものとする。）

※申請方法等、詳細は市HPでご確認ください。

表 6.11 温室効果ガス排出抑制に寄与する交通手段への転換

基本方針Ⅲ 温室効果ガスの排出抑制	
〔基本施策2〕 温室効果ガス排出抑制に寄与する交通手段への転換	
◆取組① バス・タクシーの利用推進・促進 自動車利用からバスやタクシー等の公共交通機関利用に切り替え、温室効果ガス排出を抑制することで、地球温暖化防止に取り組みます。	
市民	移動する際は、乗り合いでバス・タクシーを利用する。利用する際は、温室効果ガス排出抑制に寄与した車両を検討することで、温室効果ガス排出抑制に寄与した車両の導入を運送業者に促す。
事業者	移動する際は、乗り合いでバス・タクシーを利用することを従業員に促す。従業員は、利用する際に、温室効果ガス排出抑制に寄与した車両を検討することで、温室効果ガス排出抑制に寄与した車両の導入を運送業者に促す。
市	移動する際は、乗り合いでバス・タクシーを利用することを職員に促す。職員は、利用する際に、温室効果ガス排出抑制に寄与した車両を検討することで、温室効果ガス排出抑制に寄与した車両の導入を運送業者に促す。
◆取組② 自転車の利用推進・促進 自動車利用から健康にも良い自転車利用に切り替え、温室効果ガス排出を抑制することで、地球温暖化防止に取り組みます。	
市民	自転車を移動手段として利用する。
事業者	自転車を移動手段として利用することを従業員に促す。
市	自転車を移動手段として利用することを職員に促す。

市のEVコミュニティバス「なご丸」

名護市街地周辺コミュニティバス「なご丸」は、2023年より運行開始しています。移動の足にぜひご利用ください。循環線は、一律、大人200円です。学生は、半額の割引運賃です。コミュニティバスは、EVバスを活用し、CO₂排出量を低減した移動手段です。



<運行するEVバス車両について>

- ✓ EV Motors Japan社が提供するEVコミュニティバスを導入
- ✓ 大容量バッテリーと世界最高クラスの低消費電力システムを搭載し、1回の充電で230kmの長距離走行が可能

F8 series-4-Mini Bus		シングルドア
寸法 (mm)	全長	6,990
	全幅	2,105
	全高	3,100
座席数 (人)	12(座席)+16(立席) +1(運転席)	
乗車定員 (人) ※立席込み	29名	
バッテリー容量 (kWh)	114	

表 6.12 温室効果ガス排出抑制に寄与する自動車（次世代自動車）利用の推進

基本方針Ⅲ 温室効果ガスの排出抑制	
〔基本施策3〕 温室効果ガス排出抑制に寄与する自動車（次世代自動車）利用の推進	
◆取組① エコドライブの推進・促進 エコドライブを推進・促進し、温室効果ガス排出を抑制することで、地球温暖化防止に取り組みます。	
市民	燃費の10%程度の改善が見込まれる「エコドライブ10」を実行する。
事業者	燃費の10%程度の改善が見込まれる「エコドライブ10」の実行を従業員に促す。
市	燃費の10%程度の改善が見込まれる「エコドライブ10」の実行を職員に促す。
◆取組② 次世代自動車利用の推進・促進 次世代自動車の導入を推進・促進し、温室効果ガス排出を抑制することで、地球温暖化防止に取り組みます。	
市民	車両を購入する際は、EV車等次世代自動車を検討する。また、レンタカーを利用する際も、EV車等次世代自動車を検討することで、温室効果ガス排出抑制に寄与した自動車の導入を運送業者に促す。
事業者	車両を購入する際は、EV車等次世代自動車を検討する。また、レンタカーを利用する際も、EV車等次世代自動車を検討することで、温室効果ガス排出抑制に寄与した自動車の導入を運送業者に促す。
市	車両を購入する際は、EV車等次世代自動車を検討する。また、レンタカーを利用する際も、EV車等次世代自動車を検討することで、温室効果ガス排出抑制に寄与した自動車の導入を運送業者に促す。

エコドライブ10で燃費改善

ふんわりアクセルやアイドリングストップ、加減速の少ない運転など、ムダな燃料消費を抑制する、誰にでもできる環境にやさしい運転のことで、エコドライブを行うことで、燃費が概ね10%程度改善すると見込まれています。

エコドライブ10

- ① 自分の燃費を把握しよう
- ② ふんわりアクセル「eスタート」
- ③ 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転
- ④ 減速時は、早めにアクセルを離そう
- ⑤ エアコンの使用は、適切に
- ⑥ ムダなアイドリングは、やめよう
- ⑦ 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう
- ⑧ タイヤの空気圧から始める点検・整備
- ⑨ 不要な荷物は、おろそう
- ⑩ 走行の妨げとなる駐車は、やめよう

無駄なアイドリングをやめて



アイドリング
10分間
130cc程度
燃料消費
(エアコンOFFの場合)

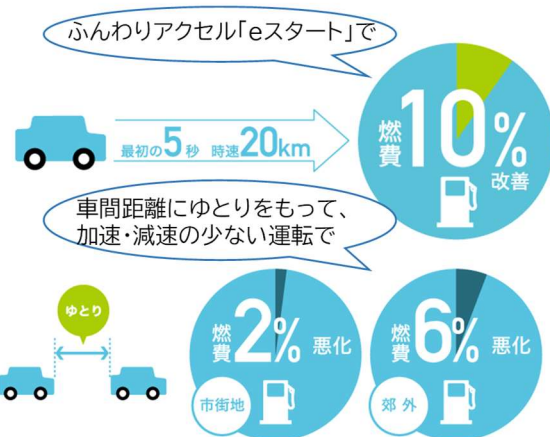


表 6.13 温室効果ガス吸収に寄与する緑地等の保全

基本方針Ⅳ 温室効果ガスの吸収源保全	
〔基本施策1〕 温室効果ガス吸収に寄与する緑地等の保全	
◆取組① 緑地等の育成・管理 温室効果ガスを吸収する緑地等を保全することで、地球温暖化防止に取り組みます。	
市民	所有地の緑地等を育成・管理する。また、市内の緑地等を管理するボランティアに参加する。
事業者	所有地の緑地等を育成・管理する。また、市内の緑地等を管理するボランティアに参加する。
市	市有地の緑地等を育成・管理する。また、市内の緑地等を管理するボランティアを募集する。

市有林の管理

市では、市有林の管理及び造林を実施しており、樹木の育苗にも取り組んでいます。若木は、古木よりも多くのCO₂を吸収する作用があるため、古木を伐採し若木に植え替えることで森林の更新を図り、市有林の温室効果ガス吸収量を維持しています。



市の苗圃場で育成されている若木



市有林育成（施肥）の様子



温室効果ガス排出量の削減目標を達成するため、削減見込み量を基本方針・基本施策・取組内容ごとに示した「取組の指標」は表 6.15 のとおりです。削減見込み量については、「地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠（環境省）」等の資料に基づき計算しました。

また、本計画における削減目標は、「2030 年度の温室効果ガス排出量を基準年度（2013 年度）比 26%以上削減する」としています。

削減目標を達成するためには、2030 年度の温室効果ガス排出量（BAU）を、基準年度（2013 年度）の排出量の 74%（26%削減後の値）以下にすることが求められ、必要な削減量を求める式は下記のとおりです。

【削減量算出式】

$$\begin{aligned} \text{必要な削減量} &= \text{【2030 年度の温室効果ガス排出量（BAU）】} \\ &\quad - \text{【基準年度（2013 年度）排出量の 74%】} \\ &= \text{【542】} - \text{【491.6} \times 0.74\text{】} \\ &= \text{【542】} - \text{【363.784】} \\ &= 178.216 < 178.5 \end{aligned}$$

上記から、削減見込み量の 178.5 千 t-CO₂ は、本市の削減目標に必要な削減量である 178.216 千 t-CO₂ を上回る結果となりました。

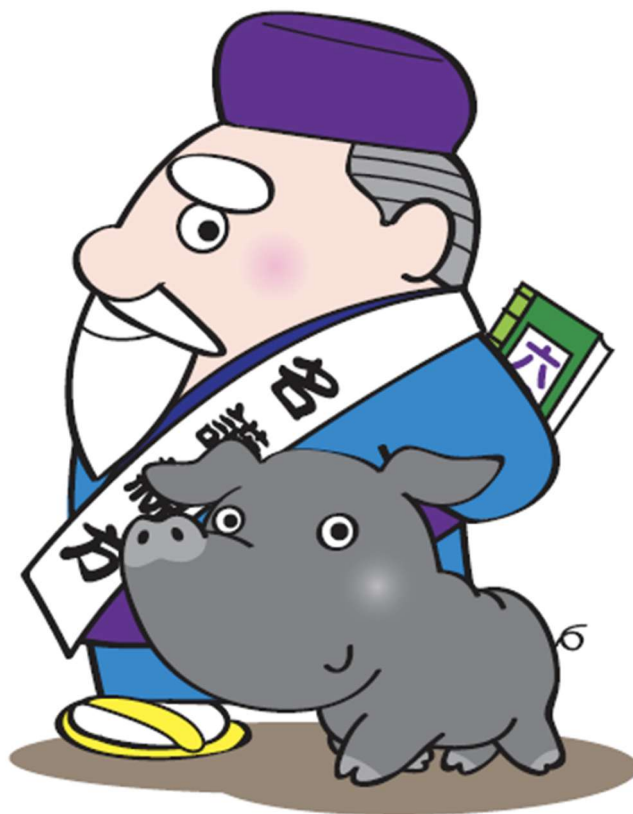


表 6.15 取組の指標

基本方針		基本施策	取組内容	目標値 (2030年)	指標	削減 見込み量 (千t-CO ₂)
I	省エネ化の 推進	家庭や職場 での省エネ 化	省エネ行動の推 進(節水)	—	市民1人当たり水道使 用量	51.0
			施設の省エネ化 の推進・促進	FEMS:24% HEMS:85.6% BEMS:48%	公共施設におけるエネ ルギー使用量	
II	循環型社会 の構築	ごみの減量 化の推進	ごみの減量及び 発生抑制の推進・ 促進	一般廃棄物の排 出量抑制実施率: 100%	生ごみ処理機及び処理 容器補助金交付件数	0.0*
					市民1人当たり一般廃 棄物排出量	
		ごみの循環 利用の推進	ごみの循環利用 の推進・促進	—	1人1日当たりのごみ 排出量に占める資源化 量の割合	0.0*
III	温室効果ガ スの排出抑 制	温室効果ガ ス排出抑制 に寄与する エネルギー への転換	・使用エネルギ ーの見直し ・太陽光発電設 備等の導入推進・ 促進	再生可能エネル ギー比率:18%	住宅用太陽光発電シス テム設置補助金交付件 数	75.6
					再生可能エネルギー導 入実績	
		温室効果ガ ス排出抑制 に寄与する 交通手段へ の転換	バス・タクシーの 利用推進・促進	—	EVコミュニティバス利 用者数	5.7
		温室効果ガ ス排出抑制 に寄与する 自動車(次 世代自動 車)利用の 推進	エコドライブの 推進・促進	エコドライブの 実施率:80%	エコドライブ講習会参 加人数	37.8
IV	温室効果ガ スの吸収源 保全	温室効果ガ ス吸収に寄 与する緑地 等の保全	緑地等の育成・管 理	緑地面積の維持	森林面積	1.7
				海草藻場等の面 積の維持	海草藻場等面積	
V	地球温暖化 防止に関す る情報の収 集・発信	地球温暖化 防止に関す る情報の収 集・発信	情報の収集・発信	省エネ情報提供 の実施率:80%	環境教育・普及啓発イベ ント参加人数	6.7
削減見込み量(千t-CO ₂)						178.5

※人口増加に伴い排出量の増加が見込まれるが、市民1人当たりの排出量を削減することで増加を抑える。








6-6 気候変動への適応策

地球温暖化に伴う気候変動は、自然環境、健康を含む社会生活等、幅広い分野に影響を与えます。適応法に基づいた「気候変動適応計画」では、7分野（「農業・林業・水産業」、「水環境・水資源」、「自然生態系」、「自然災害・沿岸域」、「健康」、「産業・経済活動」、「国民生活・都市生活」）について、気候変動による影響とその適応策を評価しています。

適応策は、温室効果ガスの排出を抑制する取組である緩和策を実施したとしても回避できない影響に対して、自然や社会のあり方の調整や被害の防止・軽減、その便益機会の活用等によって、その影響を軽減する取組です。また、適応策の実施により、地域レジリエンス（災害等に対する強靱性の向上）強化に繋がります。

気候変動適応計画や県計画及び市の現状を踏まえた適応策は、表 6.16 のとおりです。適応法第5条及び第6条に基づき、市民及び事業者は、これらの適応策に協力するよう努めなければなりません。

表 6.16 適応策

分野	適応策
自然災害 	気候変動による豪雨等の浸水被害を防止するため、雨水排水の円滑な流下を図る整備に取り組みます。
	気候変動による豪雨等の土砂災害を防止するため、造林、除伐等の森林整備に取り組みます。
健康 	気候変動による様々な感染症類の季節性や発生リスクの変化が生じる可能性があるため、これらの動向や科学的知見を収集し、情報の発信に努めます。
	気候変動による暑熱対策として、クーリングシェルターの創出に努めます。
水環境・水資源 	気候変動による渇水に備え、雨水、再生水の利用を促進するとともに、節水意識の啓発に取り組みます。
農林水産 	気候変動による災害発生にも対応する強化型対候性施設の導入、施設内高温対策の整備を促進します。
	気候変動による豪雨等の耕土流出を防止するため、農地の勾配修正、沈砂池や浸透池の整備を促進します。
自然生態系 	気候変動による定着確率の高まりが懸念されている外来生物の情報の収集発信に努めます。
産業・経済活動 	気候変動による災害発生時においても、外国人を含む旅行者が安心して旅行できるよう、災害情報の多言語発信に努めます。
市民・都市生活 	気候変動による災害発生時においても、自立的な電源となり得る再生可能エネルギーの導入を推進・促進します。
	気候変動による気温上昇がヒートアイランド現象に上乗せされるため、その抑制効果がある公園・道路等の緑化を推進するとともに、民有地の緑化も促進します。